

## 彩の国コミュニティ協議会マスコット「サイコミ君」使用規程

(目的)

第1条 この規程は、彩の国コミュニティ協議会マスコット「サイコミ君」(以下「マスコット」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(マスコットに関する権利)

第2条 マスコットに関する一切の権利は、彩の国コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)に属する。

(使用対象者)

第3条 マスコットを使用できる者は協議会会員とする。ただし、協議会が適当と認めた場合に限り、協議会会員でない者も使用できることとする。

(使用の申請)

第4条 次の各号に掲げる場合は、あらかじめ彩の国コミュニティ協議会会長(以下「会長」という)に使用承認申請書(様式第1号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 一 協議会会員が営利を目的としてマスコットを使用する場合
- 二 協議会会員でない者がその目的に関わらずマスコットを使用する場合

(使用の承認)

第5条 会長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用がコミュニティ活動の推進や彩の国コミュニティ協議会又は埼玉県のパブリシティに寄与すると認められるときは、使用を承認する。

2 前項の承認は、使用承認書(様式第2号)をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第6条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 「彩の国コミュニティ協議会マスコット サイコミ君」と表記すること。
- 二 マスコットの色は色指定書のとおりとすること。
- 三 デザインはサイコミ君公式デザイン集を参考に、マスコットのイメージを損なわないものとする。
- 四 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある使用をしないこと。
- 五 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある使用をしないこと。
- 六 その他、不適当な使用をしないこと。

2 マスコットの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途のみに使用すること。
- 二 完成物件を提出すること。

(承認内容の変更)

第7条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用変更承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、マスコット使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。

(承認の取消し等)

第8条 マスコットの使用承認を受けた者が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときはその承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、マスコットの使用に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成26年5月16日から施行する。

別記

使用例



彩の国コミュニティ協議会  
マスコット「サイコミ君」

様式第1号（第4条関係）

マスコット使用承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）

彩の国コミュニティ協議会会長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

下記のとおり、彩の国コミュニティ協議会マスコット「サイコミ君」を使用したいので申請します。

記

1 使用デザイン（使用するサイコミ君の番号）

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

4 連絡先（担当者、電話番号）

5 添付書類

（1）企画書（マスコットのデザイン、使用状況が分かるレイアウトやスケッチ、原稿等）

（2）会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料

様式第2号（第5条、第7条関係）

マスコット使用（変更）承認書

彩コミ協第 号  
令和 年 月 日

様

彩の国コミュニティ協議会  
会長 上田清司

令和 年 月 日付けで申請のあったマスコットの使用（変更）については承認します。

なお、使用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- 1 マスコット使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- 2 彩の国コミュニティ協議会マスコット「サイコミ君」使用規程を遵守すること。

様式第3号（第7条関係）

マスコット使用変更承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）

彩の国コミュニティ協議会会長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

令和 年 月 日付け彩コミ協第 号で承認のあった内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）